

岐阜市行政第108号
平成19年7月5日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原秀訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成18年11月9日付け岐阜市教委学指第632号で諮問のあった岐阜市教育委員会が行った開示拒否処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

教育委員会（以下「実施機関」という。）が岐阜簡易裁判所平成18年（少コ）第80号損害賠償請求事件の答弁書にある「かもく（発語を含む。）」を調べた、記載された記録帳又は記録ノートを開示拒否した処分は、取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成18年10月4日付け岐阜市教委学指第548号で実施機関が行った保有個人情報の開示拒否処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書、意見書及び口頭の意見陳述によると、次のとおりである。

(1) 異議申立人及び実施機関が当事者である訴訟において、実施機関の答弁書において「かもく」との主張がなされた。実施機関が適法に取得した訴訟文書の保存年限は永年となっている。そのことを踏まえて訴訟に関連した文書に「かもく」という言葉が記載されたものがあるものと思われる。

(2) 実施機関が訴訟のために異議申立人を担任した教員に聞き取り調査を行ったことは、異議申立人の親権者が当該教員に行った調査で承知している。当該調査の結果、実施機関又は当該教員が作成した文書中に寡黙と記載され、これを受けて市の訴訟代理人弁護士が答弁書に寡黙と記載したと思われる。

したがって、正式な文書はないかもしれないが、弁護士が答弁書作成の際に利用した文書はあるはずである。

(3) 異議申立人は、(2)の聞き取り調査の調査結果に係る文書中に「かもく」と記載されていないなくても、そのように推測させ、又は判断させる表現が記載されていれば、その文書の開示を求める。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおり文書が存在しないとして、開示拒否の正当性を主張する。

(1) 実施機関が保有する指導要録及び健康診断簿中に「寡黙」及び「発語がなく」という表現はない。

(2) 異議申立人からは、保有個人情報開示請求書により『平成18年（少コ）第80号損害賠償請求事件の答弁書の一部に「かもく」が出てきた（発語含）それを調べた、記載された記録帳又は記録ノート』が請求された。この請求からは、異議申立人の小学校の生活が当時記録されたノート等

が請求の対象範囲であると判断できる。

第4 当審査会の判断

1 異議申立人が開示を求めている個人情報（以下「本件情報」という。）の性質について

異議申立人が開示を求める本件情報は、実施機関が保有する公文書に記載された、個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報であり、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1項第4号に規定する保有個人情報に該当する。

2 本件情報の対象について

(1) 保有個人情報開示請求書（以下「請求書」という。）によれば、本件情報は、異議申立人が寡黙であることである。

実施機関は、当審査会の質疑において、異議申立人の親権者から、本件情報が記載された公文書の対象範囲について、請求書から読み取れる開示を求めている公文書の範囲について、実施機関が考えるものより広い意味のものを指しているとの連絡を受けたことはないと述べており、請求書の記載及び請求書を受け取ったときの状況からは、先に異議申立人が主張するところの範囲の公文書の開示を求めていたとは、必ずしも読み取ることはできない。

(2) しかし、異議申立人は、当審査会の質疑において、聞き取り調査の調査結果に係る文書中に寡黙と記載されていなくても、そのように推測させ、又は判断させる表現が記載されていれば、そのような表現が記載されている文書の開示を求めていること及び請求書に「(発語含)」と記載されたことから、聞き取り調査の調査結果に係る文書中に寡黙と推測させ、又は判断させる表現も開示請求の対象と解するのが相当である。

(3) また、当審査会の質疑において、実施機関は、答弁書を作成するための基になった過去の担任等からの聞き取り調査結果をまとめた文書であると述べている。

(4) 以上により、実施機関は、条例第16条の規定により、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に条例第17条第1項各号に掲げる情報が含まれているときを除き、開示請求者に当該保有個人情報を開示しなければならないこととされているので、実施機関は、実施機関が保有する聞き取り調査結果等の公文書中に寡黙と推測させ、又は判断させる表現の有無を調べた上で改めて開示決定を行うべきである。

3 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成18年 9月22日 保有個人情報開示請求
10月 4日 実施機関の開示拒否決定

	10月30日	異議申立て
	11月 9日	諮問
	12月 1日	実施機関に陳述書の提出依頼
	12月15日	陳述書提出
	12月15日	異議申立人に陳述書の写しの送付
平成19年	1月 5日	異議申立人から意見書の提出
	1月31日	審査会開催。実施機関及び異議申立人から意見聴取
	2月26日	審査会開催
	3月19日	審査会開催
	4月26日	審査会開催
	5月24日	審査会開催
	7月 5日	審査会開催。答申